

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月一日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番一四号

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

代表取締役社長 日野 夏樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月十六日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月一日

東京都豊島区南池袋二丁目一四番一〇号

株式会社ビームス・デザイン・コンサル

代表取締役 竹花 淳志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月一日

愛知県東海市荒尾町神田三番地の一

株式会社安藤製麵所

代表取締役 安藤 勝博

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月一日

北九州市門司区新門司北一丁目三番九

クラウン・フーズ株式会社

代表取締役 米澤 隆

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジャヤシンハ・アラティゲ・ラビンドラ・ジャヤシンハが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月一日

名古屋市中区八幡山三三七番地四〇三号室

S・S ENTERTAINMENT

日本における代表者 ジャヤシンハ・アラティゲ・ラビンドラ・ジャヤシンハ

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市中央区日ノ出町二丁目一六〇番地、最後の住所神奈川県横浜市南区真金町二丁目二番地五スカイガーデン三〇二号

右被相続人は推定令和八年五月十七日死亡し、その相続人は令和八年八月二十日横浜家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月一日

東京都中央区銀座二丁目七番六号

新銀二ビル五階 鈴木三郎法律事務所

相続財産清算人 松倉眞理子

代理人弁護士 鈴木 三郎

本籍東京都豊島区長崎三丁目三八番地、最後の住所東京都練馬区中村北二丁目六番一〇一〇三三

右被相続人は令和八年四月三日死亡し、その相続人は令和八年八月二十四日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月一日

東京都杉並区荻窪四二八四

限定承認者 木村 偕子

〇三 笠井・金田法律事務所

右代理人弁護士 金田 万作

本籍三重県松阪市東黒部町一〇三二番地、最後の住所三重県松阪市上川町五六一番地四

県営住宅上川第二団地P一〇一〇一

右被相続人は令和八年五月二日死亡し、その相続人は令和八年八月十七日津家庭裁判所松阪支部に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月一日

東京都千代田区内神田一七四兎永ビル

株式会社Linc

代表取締役 仲 思遥

令和八年九月一日

横浜市中央区鶴山五〇番地四山手鶴山ハイム

二〇六号室 相続財産清算人 濱野 倫行

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年十月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に關し顧客が占有する財産の返還及びその計算において、顧客が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年九月一日

東京都中央区築地二丁目一二番一六号

イースト銀座ビル四階

株式会社コスモ・サービス

代表取締役 山本 淳元

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにしたしたので公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権 当社発行の第一回新株予約権のうち令和八年八月三十一日までに当社又は当社の子会社の取締役、監査役及び使用人その他これに準ずる地位を有しないこととなった者が保有する新株予約権（五百九十個）、第二回新株予約権のうち令和八年八月三十一日までに当社又は当社の子会社の取締役、監査役及び使用人その他これに準ずる地位を有しないこととなった者が保有する新株予約権（二千二百四十個）

二、取得の日 令和八年九月十六日

令和八年九月一日

東京都千代田区内神田一七四兎永ビル

株式会社Linc

代表取締役 仲 思遥

優先資本の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本の額を金百七十九億四千三百四十六万四千五百円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年七月十三日

掲載頁 九十二頁（号外第一五六号）

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一五号東京共同会計事務所内

ジェイ・ユー・エル特定目的会社

取締役 北川 久芳

正 誤

ページ段 行 誤 正

令和六年六月二十七日（号外第百五十四号）国土交通省告示第九百六十四号（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に關する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

七六 改正後欄第八号、第九号第八号から第十号まで

令和七年三月三十一日国土交通省告示第二百四十二号（水防法第十六条第一項の水防警報を行う海岸を指定する件）

（原稿誤り）

七六 改正後欄第八号、第九号第八号から第十号まで

令和七年三月三十一日国土交通省告示第二百四十二号（水防法第十六条第一項の水防警報を行う海岸を指定する件）

（原稿誤り）

七六 改正後欄第八号、第九号第八号から第十号まで

令和七年三月三十一日（号外第百七十二号）国土交通省告示第千七百七号（マンシヨンの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

二八三 改正後欄第五号の二

改正後欄第五号の二

改正前欄第五号の二

改正後欄第五号の二

改正前欄第五号の二

改正後欄第五号の二

改正前欄第五号の二

改正後欄第五号の二

改正前欄第五号の二

改正後欄第五号の二

改正前欄第五号の二

改正後欄第五号の二

改正前欄第五号の二

改正後欄第五号の二

改正前欄第五号の二

改正後欄第五号の二

改正前欄第五号の二

改正後欄第五号の二